

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表

目次

国際会計基準審議会(IASB)は、ディスカッション・ペーパー(DP/2018/1)「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。本 *IFRS in Focus* は、本ディスカッション・ペーパーのキーとなる概念を要約したものである。

ディスカッション・ペーパーの背景と目的

金融負債と資本の分類に関する IASB の選好するアプローチ

デリバティブに関する分類

複合金融商品および償還義務の取決め

契約上の義務と契約上のものではない義務

表示

開示

金融負債と資本を分類する代替的アプローチ

次のステップ

さらなる情報

- 本ディスカッション・ペーパーの目的は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」における現行の要求事項について、基準の適用が実務上しばしば困難であることから、これをどのように改善できるかを分析することである。
- 本ディスカッション・ペーパーは、IAS 第 32 号を適用した分類結果から大きな変更が生じないよう金融負債または資本の分類に関する基本原則を定義している。
- IASB の選好するアプローチは、金融商品の契約条項における時点特性(すなわち、清算時以外の所定の時点で現金または他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務)および/または金額特性(すなわち、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務)の存在に基づき金融負債を識別する。なお、資本性金融商品は、そうした特性は有していない。
- IASB は、特定の金融負債とデリバティブに関し、収益と費用はその他の包括利益(OCI)で認識しなければならないと提案している。
- 広範囲に及ぶ新しい表示と開示の要求事項は、金融負債と資本性金融商品の特性に係る情報レベルを改善するよう提案している。
- コメント期限は 2019 年 1 月 7 日である。

本ディスカッション・ペーパーの背景と目的

IASB のディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」は、金融負債および資本の分類に係る新しい原則を提案することにより、金融商品の発行者の会計処理を巡る論点に対応している。本ディスカッション・ペーパーは、それらの金融商品に対する表示と開示の要求事項をどのように改善され得るかについても評価している。これにより、投資家がそれらの金融商品の特性と将来キャッシュ・フローに対する企業の見通しの関係を理解するのにより有用な情報が提供されることとなる。

本ディスカッション・ペーパーは、2011 年のアジェンダ協議を通じて行ったコメントへの対応をして IASB のアジェンダに加わったりサーチ・プロジェクトの成果である。

金融負債と資本の分類は、実務上非常に重要であり、株主、債権者、格付機関、財務諸表作成者、監査人、規制当局を含むすべてのステークホルダーに影響を及ぼす。

詳細は下記 web サイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

ほとんどの状況では、現行 IAS 第 32 号の適用は財務諸表作成者にとって難しくはないことから、IASB の意図は実務上問題を引き起こしていない商品についての変更を避けることにある。しかし、例えば、企業自身の株式の引渡しにより決済される可能性のある債務に係る会計処理や、子会社の非支配持分をその公正価値と同等の現金を対価として買戻すよう保有者のオプションで企業に対し要求する商品（通称 NCI プットとして知られる）に係る会計処理等、長年にわたりいくつかの課題が生じていた。IASB は、IAS 第 32 号がその要求事項に対する明確な根拠を必ずしも提供していないことから、こうした課題の多くが生じていると考えている。

見解

金融負債および資本の分類を巡る論点は、IASB の概念フレームワーク・プロジェクトの一部ではなかった。2018 年 3 月に公表された改訂版「概念フレームワーク」には、負債の改訂された定義とこれを補助するガイダンスが含まれている。しかし、資本の定義は、別個のリサーチ・プロジェクトの焦点であるので、当フレームワーク・プロジェクトの間に再検討されなかった。資本は、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分である。ディスカッション・ペーパーにおける IASB の選好するアプローチは、その定義を保持している。

さらなる情報は、改訂版「概念フレームワーク」に関する [IFRS in Focus \(リンク\)](#) を参照いただきたい。

IASB の選好するアプローチに加えて、分類に関する 2 つの代替的アプローチがディスカッション・ペーパーの Appendix において説明されている。ディスカッション・ペーパーには、IAS 第 32 号の範囲を変更するいかなる提案も含まれていない。

金融負債と資本の分類に関する IASB の選好するアプローチ

企業は、下記の特性の片方または両方が含まれる場合に、非デリバティブ金融商品を金融負債に分類する。

- (a) 清算時以外の所定の**時点**に現金または他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務¹（「**時点特性**」）
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の**金額**に対する回避不可能な契約上の義務（「**金額特性**」）

IASB の選好するアプローチを適用する場合、資本は「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分」として引続き定義されることになる。換言すると、負債でない場合、金融商品は資本性金融商品の定義を充たしている。

次の図表は、金融負債と資本の分類に関する IASB の選好するアプローチを示している。

時点特性	金額特性		企業の利用可能な経済的資源とは独立の 金額 に対する回避不可能な契約上の義務か？	
			はい	いいえ
清算時以外の所定の 時点 に現金または他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務か？	はい	金融負債	金融負債	
	いいえ	金融負債	資本	

¹ 本ディスカッション・ペーパーの「清算」には、例えば有限存続会社 (limited life entity) の清算のような、契約上で要求される清算は含めていない。

時点特性に関する分析は、経済的資源の移転が回避不可能な「時点」を取り扱っている。時点特性は、企業の利用可能な経済的資源が、期限が到来した義務を履行するために十分かを評価する。したがって、財務諸表利用者は、ある時点における**経済的資源の要求**（すなわち、資金流動性およびキャッシュ・フロー）について評価可能となる。このようなある時点の例として以下が挙げられる。

- クーポン満期
- 支払期限（例：満期日または期限内の異なる支払日）
- オプション行使日

金額特性は、リターンに焦点を当てている。義務の「金額」に関して企業が債務履行のための利用可能な経済的資源を十分に有するかを評価する。したがって、金額特性を分析する際には、義務の金額が、発行者の経済的資源の利用可能性に影響を受けるか（すなわち、企業の経済的資源とは独立であるまたは独立ではない回避不可能な契約上の義務）を評価することが重要になる。企業の利用可能な経済的資源は、企業に対する他のすべての認識済みおよび未認識の請求権（対象となる金融商品を除く）を控除した後に残る、企業の認識済みおよび未認識の資産の合計である。

IASBの選好するアプローチの適用に際し、次のいずれかの場合には、金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立である。

- (a) 当該金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動しない場合
- (b) 当該金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動するが、企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性があるように変動する場合

定額を支払う義務が借手の利用可能な経済的資源から独立性を保っている単純な例として、満期でのローン返済が当たる。あるケースでは、義務の金額は変動し得る。例えば、

- 元本、金利またはその他の支払が、為替レート、現物価格または金融資産（例：株価インデックス）を前提として変動する
- 利息の支払いは指標金利（例：LIBOR）に依拠している

仮に、義務の金額は変動するが、企業の利用可能な経済的資源とは独立である場合、ディスカッション・ペーパーはこれを**独立変数**と呼んでいる。その例は、外貨建の固定金額での債券である。企業の利用可能な経済的資源は、為替変動の影響を受けるかもしれない。しかし、債券の金額は企業の利用可能な経済的資源の変動の結果で変わらないことから、その金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立である。

義務の金額は企業の経済的資源と連動しているという事実にもかかわらず、義務が企業の利用可能な経済的資源とは独立である可能性がある。企業の利用可能な経済的資源を基礎として義務が変動するが、義務の金額が利用可能な経済的資源よりも高くなる可能性があるように変動する場合、義務は企業の利用可能な経済的資源とは独立であり、その商品は金融負債となる。例えば、ある金融商品の金額が企業の認識済み及び未認識の純資産の変動の2倍に連動している場合には、当該金融商品の金額は、企業の利用可能な経済的資源の2倍だけ変動し、したがって、企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性がある。その他の例では、発行者の利益の2倍になるようキャッシュ・フローが連動している場合がある。支払額は、企業の利用可能な経済的資源を上回る場合もあれば下回る場合もある。

企業の利用可能な経済的資源とは**独立ではない**金融商品の例は、普通株式で分配に参加する権利及び清算時の純資産に対する比例的な取り分に対する権利を伴うものがある。金額特性は、企業に対する他のすべての認識済みおよび未認識の請求権を控除した後の残存キャッシュ・フローに依存する。この場合、金融負債の条件は満たしておらず、普通株式は企業の資本性金融商品になる。

金額特性に関する評価の例

独立である	独立ではない
<ul style="list-style-type: none"> 特定の通貨の固定金額または基礎となる変数(金利または商品指数など)の変動に基づく金額での債券または他の債務 企業が支配している具体的な認識済みまたは未認識の資産を参照して定められた金額に対する義務を伴う金融商品 非償還型の固定率の累積優先株式で、表面金利または配当金額の支払のない場合に累積するもの 配当が、支払われない場合に累積しないが、定期的に改定される株式 	<ul style="list-style-type: none"> 普通株式で分配に参加する権利および清算時の純資産に対する比例的な取り分に対する権利を伴うもの 非償還型の非累積型優先株式で、表面金利または配当金額が所定のリターン率または所定の金額の現金であるが、その利息または配当の金額が、その額を企業が支払わない場合には取り消されるもの 子会社の普通株式で、非支配持分が普通株式として保有しているもの

デリバティブ金融商品の分類

企業自身の資本に係るデリバティブには特定の課題(例:IAS 第32号の「固定対固定」の条件)があるため、IASBは、その選好するアプローチをデリバティブ金融商品に適用するために、別個の分類原則を開発した。

IAS 第32号における「固定対固定」の条件

IAS 第32号22項における「固定対固定」の条件を適用して、デリバティブは、**一定額の現金またはその他の金融資産と、自らの資本性金融商品の一定数を交換することにより決済される場合にのみ、資本に分類される。**

デリバティブ金融商品は、基礎となる金融資産、金融負債または資本性金融商品を、他の当事者と交換する契約上の権利または義務を含む。²したがって、デリバティブ金融商品もまた2つの「レグ」を有する交換契約として表すことが可能である。例えば、典型的なワラントでは、保有者の選択により、企業(発行者)は、現金と交換に企業自身の普通株式を引渡す義務を負っている。株式を引渡す義務は一方のレグ(資本レグ)であり、現金を受領する権利は別のレグ(資産レグ)である。デリバティブの少なくとも一方のレグが、企業自身の資本性金融商品の引渡しまたは消滅を伴う場合、またはデリバティブの基礎数値が企業自身の資本である場合には、本ディスカッション・ペーパーでは、そのようなデリバティブを企業自身の資本に係るデリバティブと呼んでいる。

企業自身の資本に係るデリバティブは無条件である場合(例:先渡契約)もあれば、条件付きである場合(例:オプション)もある。さらに、企業自身の資本に係るデリバティブは、様々な方法で決済される可能性がある。デリバティブの決済は、総額現物決済(すなわち、基礎となる金融商品の交換による決済)、純額現金決済(すなわち、現金による純額決済)または純額株式決済(すなわち、資本性金融商品による純額決済)によって決済され得る。

2 デリバティブに関するこの記述は、IAS 第32号AG15項 - AG19項に基づいている。

本論点を検討するにあたり、IASB では以下の 2 種類の交換取引を検討した。いずれの取引においても、総額現物決済、純額現金決済または純額株式決済が可能である。

資産と資本の交換

負債と資本の交換

資本性金融商品と現金その他金融資産との交換

資本性金融商品の引渡しとの交換による金融負債の消滅
または金融負債との交換による資本性金融商品の消滅

総額現物決済:

受領される基礎となる金融資産または引渡される基礎となる資本性金融商品のいずれもが、企業にとって、既存の金融資産または資本性金融商品ではない。したがって、総額現物決済によって、企業の資産および資本の両方が増加する結果となる。

総額現物決済:

デリバティブの決済時に消滅する金融負債または資本性金融商品は、企業にとって、既存の金融負債または資本性金融商品である。したがって、総額現物決済が行われても、金融負債と資本の総額が増加する結果とならない。

負債と資本の交換は、企業自身の資本に係る先渡購入や売建プットのようなデリバティブで、単独の金融商品である場合もあれば、非デリバティブ金融商品(主契約)に組込まれる場合もあり得る。非デリバティブ金融商品に組込まれる場合は、デリバティブの決済によって、主契約(金融負債または資本)は消滅する。この関係があるため、IASB の予備的見解によれば、企業は、そのようなデリバティブに係る権利および義務を、消滅するまたは消滅し得る既存の金融商品に係る権利および義務と一緒に考慮しなければならない。資本性金融商品を消滅させる、負債と資本の交換デリバティブの会計処理は、「複合金融商品および償還義務の取決め」のセクションで説明されている。

IASB の選好するアプローチを適用する場合、(資本性金融商品を消滅させる負債と資本の交換デリバティブ以外の)企業自身の資本性金融商品に係る単独のデリバティブは、**その全体について**、資本性金融商品、金融資産または金融負債に分類される。金融商品の基礎となるレグは、分離されず、かつ別個にも分類されない。

企業自身の資本に係るデリバティブは、以下の要件のいずれかまたは両方が満たされる場合、金融資産または金融負債になる。

- (a) デリバティブが純額現金決済される—清算時以外の特定の時点において、デリバティブは、企業が現金その他の金融資産の譲渡することを要求する可能性があり、および／または、純額の現金を受領する権利を含んでいる(**時点特性**)。
- (b) デリバティブの純額は、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数によって影響を受ける(**金額特性**)

デリバティブの両方のレグに影響を与える変数が企業の経済的資源にすべて依存しているか(資本性金融商品)、または企業の経済的資源からまったく独立しているか(金融資産または金融負債)のいずれかである場合は、これらのデリバティブの分類は明確となる。しかし、IASB は、両タイプの変数によって影響を受ける、企業自身の資本に係るデリバティブ(「**部分的に独立したデリバティブ**」)を数多く識別した。

IASB は、企業自身の資本に係るデリバティブのほとんどの分類結果は、IAS 第 32 号から概ね変更しないものと予想している。しかし、企業自身の資本に係るデリバティブの中には、論理的根拠の明確化および金額特性の再整理の結果として生じる差異を原因として、分類が変更される場合があるかもしれない。例えば、IAS 第 32 号の免除規定を満たすことによって資本に分類される外貨建ライツ・イシューは、IASB の選好するアプローチを適用すると、金融資産または金融負債に分類される。これは、純額が独立の変数(外国為替レート)によって影響されるためである。

資本性金融商品の多くは、企業の利用可能な経済的資源に対する持分の潜在的**希薄化**に晒されている。例えば、企業が希薄化効果を有する普通株式を発行する場合、発行済み普通株式の保有者、または固定数の普通株式を受領するデリバティブの保有者に帰属する企業の利用可能な経済的資源の取り分は減少する。このような状況を防止するために、企業自身の資本に係るデリバティブの多くに希薄化防止条項が含まれている。この条項によって、交換条件が調整され、デリバティブの保有者は同一経済状態が保たれることになる。

現行の IAS 第 32 号を適用する場合、これは「固定対固定」の条件を使用して評価される。IASB の選好するアプローチの金額特性を分析して、企業は、希薄化防止条項によって、企業の利用可能な経済的資源から独立した別の変数が生じるか否かを評価しなければならない。そのような独立した別の変数が生じない場合は、希薄化防止条項は、それ自体では独立変数でなく、したがって、希薄化防止のための調整は資本への分類を妨げない。

IASB の選好するアプローチおよび IAS 第 32 号を適用した場合における分類結果の例示

金融商品	IASB の選好するアプローチを利用した場合の分類結果	IAS 第 32 号を適用した場合の分類結果
機能通貨建ての固定金額を受領し、固定数の資本性金融商品を引渡す売建コール・オプション		
資本性金融商品と現金を交換する総額現物決済	資本 (現金その他の金融資産を引渡す義務はなく、現金を純額で受領する権利もない。デリバティブの純額は、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数によって影響を受けない)	資本 (現金その他の金融資産を引渡す契約上の義務はなく、「固定対固定」の条件を満たす)
資本性金融商品による純額決済	資本 (現金その他の金融資産を引渡す義務はなく、現金を純額で受領する権利もない。デリバティブの純額は、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数によって影響を受けない)	金融負債 (現物総額決済ではないため、「固定対固定」の条件を満たさない)
現金による純額決済	金融負債 (現金その他の金融資産を引渡す義務、または現金を純額で受領する権利が存在する。しかし、デリバティブの純額は、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数による影響を受けない)	金融負債 (現金その他の金融資産を引渡す契約上の義務)

複合金融商品および償還義務の取決め

IAS 第 32 号の適用上の論点の多くは、組込デリバティブを含む複合金融商品(例: **転換社債**)および資本性金融商品の償還または購入に関する義務(いわゆる**プッタブル金融商品**やその中の 1 つである **NCI プット**)の分類から生じる。後者の金融商品については、発行者が決済方法の選択肢を有する場合、他のデリバティブ金融商品のように純額ベースで測定するのではなく、グロス・アップしなければならないか否かが明確でないため、実務上の多様性を引き起こしてきた。

IASB は、2 つの金融商品、すなわち、非デリバティブ金融負債と単独のデリバティブによって、資本性金融商品の発行と交換に金融負債を消滅させるという契約上の権利および義務が、消滅または転換する非デリバティブ金融負債と組込デリバティブを組合わせた、複合金融商品として組成される場合がある点に留意した。

さらに、IASB は、決済の結果が同一になる、負債と資本の交換デリバティブが、2 つの異なる契約の組合せで組成できる点にも留意した。

- (a) 金融負債と、企業自身の資本性金融商品を引渡しと交換に当該金融負債の消滅をもたらす可能性のあるデリバティブ
- (b) 資本性金融商品と、負債の定義を満たす義務との交換で当該資本性金融商品の消滅をもたらす可能性のあるデリバティブ

分類における首尾一貫性を達成するため、IASB の予備的見解では、資本性金融商品を消滅させる単独のデリバティブについて、企業は、デリバティブおよび(消滅する、またはその可能性がある)基礎となる非デリバティブ資本性金融商品(両者を合わせて「償還義務の取決め」と呼ばれることがある)から生じる契約上の権利と義務のパッケージを検討する。契約上の権利と義務のパッケージは、識別されれば、分類の目的上、複合金融商品と同様の方法で分析される。

資本要素と負債要素を含む複合金融商品について、IASB は IAS 第 32 号における既存の構成要素アプローチを維持することを決定した。このアプローチを適用にあたって、非デリバティブ金融商品の発行者は、当該金融商品が負債要素と資本要素の両者を含むか否かを決定するために、その契約条件を評価する。これらの構成要素は、金融負債、金融資産、または資本性金融商品として別個に分類され続けることになる。

複合金融商品または償還義務の取決めについて、企業は、金融負債と資本性金融商品を別個に分類する。金融負債の特徴を有する決済を回避する無条件の権利を企業が有していない場合、企業は、そのような回避不可能な契約上の義務を非デリバティブ金融負債として分類する。残余の権利および義務が存在する場合は、それらは資本性金融商品、金融資産または金融負債に分類される。

金融負債の特性を有する決済結果を回避するための無条件な権利を企業が有する場合、そのような金融商品には金融負債の要素が含まれていない。

企業がそのような権利を有していない場合、企業は、最初に回避不可能な契約上の義務を識別して金融負債に分類する。これは、決済が保有者のコントロールの及ぶ範囲内の権利、または企業と保有者の両者のコントロールの及ばない事象を条件とするかに関係しない。いかなる**条件性**も残余の権利または義務を表すデリバティブに含まれるものであり、非デリバティブ金融負債には含まれない。

例

企業は、合計価値 CU100 で可変数(上限 100 株)の企業自身の株式を引き渡す義務のある転換社債を発行する。この上限は、株価が 1 株当たり CU1 を下回った場合には自動的に発動される。結果として、企業は次のいずれかを引き渡す義務を有している。

(a) CU100 を株式で(株価が CU1 を上回る場合)

(b) 100 株(株価が CU1 を下回る場合)

企業は、株価が CU1 を下回る場合を除き、CU100 を引き渡す回避不可能な義務を負っている。

この条件は、企業のコントロールが及ばない条件であり、したがって、CU100 を支払う義務は、その金額特性から**金融負債**となる。企業は、負債部分を識別する際に、条件付であること(すなわち、株価が CU1 を下回る可能性)から生じる不確実性を考慮しない。

負債要素の識別後、残りの権利および義務を、IASB の選好するアプローチのデリバティブの分類原則を適用して分類する。

この例では、残りの義務は当該金融負債を資本性金融商品と交換する義務を表す。決済結果が条件付であることの影響は、交換する義務の一部、すなわち、**デリバティブの一部**となる。

条件付であることの影響を金融負債部分から除外することの帰結は、認識される金融負債が、先渡契約、例えば、強制的な株式買戻し、および企業自身の株式に対する売建プット・オプションから生じる他の同一の義務についてと同じとなる。

売建のオプションから生じる他の代替的な決済結果は企業自身の資本に係るデリバティブとして認識され、これは金融負債の資本性金融商品の交換との可能性を表している。

償還義務の取決め(NCI フォワード及び NCI プットを含む)および複合金融商品は、IASB の選好するアプローチを適用する際に、統合的に会計処理される。IASB によると、両方の種類の金融商品が、同様の分類結果をもたらす同様の契約上の権利及び義務であるため、これにより財務諸表利用者の情報は増加する。

見解

子会社に対する非支配持分を買い戻す義務に係る会計処理は、数年間にわたり議論されてきた。IASB の IFRS 解釈指針委員会に対する要望を受けて、非支配持分の売建プット・オプションに係る金融負債の帳簿価額の変動を企業がどのように会計処理するかを決定するためのプロジェクトを委員会のアジェンダに追加した。この結果、解釈指針案が 2012 年 5 月に公表された。しかし、解釈指針案は最終化されず、代わりに、2013 年に IASB の狭い範囲の修正プロジェクトとして当プロジェクトは活動を再開した。2014 年には、当該プロジェクトはそれ自体のプロジェクトとしての活動を停止し、IASB は、「資本の特徴を有する金融商品」のリサーチ・プロジェクトの一部として当論点を検討することを決定した。

提案されたアプローチを NCI プットに適用すると、次のようになる。

- (a) 負債部分の償還金額での認識(事後測定は IFRS 第 9 号に従う)
- (b) プット・オプションが売建されている NCI の認識の中止(プット・オプションの発行日における子会社の普通株式の公正価値で)
- (c) 残りの権利、実質的には子会社株式に対する売建コール・オプション(資本性金融商品の認識の中止を公正価値で行うことによって、オプションに実質的に帰属する金額は類似した売建コール・オプションの価値を反映する)を、デリバティブの分類原則に従って、金融資産、金融負債、または資本性金融商品として認識

この提案の適用は次の例で説明されている。

例

企業が、1つの子会社の普通株式 100 株についての非支配持分に対する売建プット・オプション(NCI プット)を行使価格 CU110 で発行し、オプションに対して CU10 のプレミアムを受取る。オプションは、直ちに行使可能である。

IASB の選好するアプローチを適用すると、次のように会計処理される。

- (a) CU110(オプションの行使価格)の現在価値での金融負債の認識
- (b) NCI プットが発行される日の公正価値での NCI における普通株式 100 株の認識の中止
- (c) 残りの権利および義務((a)と(b)の合計額と売建プット・オプションについて受け取ったプレミアム CU10 との差額)は、プットを行使する権利を放棄し、発行済である普通株式 100 株と交換に(a)で認識した CU110 を受取る保有者のオプションを表す。

このようなオプションは、売建コール・オプションまたは転換社債における転換オプションに類似している。企業は、デリバティブの分類原則に従って、この要素を金融資産、金融負債、または資本性金融商品に分類することになる。

IASB が選好するアプローチおよび IAS 第 32 号を適用した場合の分類結果の例示

金融商品	IASB の選好するアプローチを適用した場合の分類結果	IAS 第 32 号を適用した場合の分類結果
デリバティブである転換要素を有する複合金融商品		
固定金額の外国通貨を 4 年後に移転する債券で、債券保有者のオプションで固定数の普通株式に転換可能なもの	<p>全体を金融負債に分類し、外貨建転換オプションの公正価値の変動から生じる収益または費用は、契約が所定の要件を満たすかどうかに応じて、OCI に区分表示される可能性がある</p> <p>(現金または他の金融資産を移転する義務があり、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受け、また、デリバティブの純額が外貨変数の影響を受け、企業の利用可能な経済的資源と独立の他の変数の影響は受けない)</p> <p>資本部分はない</p>	<p>全体を金融負債に分類。(IFRS 第 9 号では、企業は転換オプションを分離して純損益を通じて公正価値で測定するか、または金融商品全体を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを選択できる。)</p> <p>資本部分はない</p>
次の両方を行う売建オプション	金融負債部分 (固定額の現金を支払う義務があるので、金額特性に基づいて)	
(a) 固定数の普通株式の受取/消滅/転換		
(b) 固定金額の現金を 4 年後に引き渡す	資本部分 (保有者のオプションで固定金額の現金を固定数の普通株式と交換に引き渡す義務および 4 年間の裁量的な配当支払に対する権利がある)	償還金額 (すなわち、4 年後に固定金額の現金を支払う義務) の現在価値を金融負債として認識し、資本から振り替える

契約上の義務と契約上のものではない義務

IASB の予備的見解は、IASB の選好するアプローチは、企業は金融商品の契約条件から生じる権利及び義務に IASB の選好するアプローチを適用することである。これには、契約条件を通じて間接的に設定されている義務を含む。

政府が課している**法的要求**によって設定される権利及び義務は、契約上のものではなく、したがって、考慮されない。IASB は、DP に対する回答に基づき、法令上の要求事項から生じる権利および義務 (例えば、強制的な公開買付けや規制上の金融商品) が契約条件と同等であるべきかどうかに関する問題を改めて評価する必要があるかどうかを決定する。

権利を行使する発行者の意思決定に影響する**経済的強制**は、金融商品を資本または負債に分類する際に考慮すべきでない。このことは、現行の会計実務と相違しない。

表示

IASBの予備的見解では、貸借対照表ソルベンシーおよびリターンの評価を容易にするため、企業は現在財政状態計算書および財務業績の計算書において表示されている情報より多くの分解した情報を提供すべきである。

財政状態計算書において、金融負債および企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいるデリバティブは、そのような義務を含んでいないものと区分して表示されるべきである。

さらに、金融負債と資本は清算時における請求権の優先度に従って表示されるべきである。あるいは、当該情報は注記において提供することも可能である。この情報が財政状態計算書において流動または非流動の表示を用いて表示される場合には、金融負債および資本の各クラスをそれらの小計の中で優先度の順に配列することができる。

収益および費用の表示は、財政状態計算書における関連する項目の分類に従う。その結果、資本性金融商品は純損益勘定に影響しない。しかし、金融資産および金融負債から生じる収益および費用の表示は、IFRS第9号の適用の結果による分類および測定に依存する。

IASBは、以下の特定の金融負債から生じる収益および費用が純損益の中で独立の表示項目として表示すべきか、OCIの中で独立の表示項目として表示すべきかを検討した。

- 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいないが、時点特性（清算時以外の所定の時点で現金または他の金融資産を移転するという要求）により金融負債に分類されたもの
- 純額がどの独立変数の影響も受けないが、時点特性により金融資産または金融負債に分類されるデリバティブ金融資産・負債（企業自身の資本に係る純額で現金決済されるデリバティブなど）
- 部分的に独立したデリバティブ。このようなデリバティブから生じる収益および費用には、独立変数の影響に加えて、企業の利用可能な経済的資源の変動の影響が含まれることになる

IASBの予備的見解では、上記の金融負債およびデリバティブ金融資産・負債に加え、下記の要件のすべてを満たす**部分的に独立したデリバティブ**から生じる収益および費用をOCIにおいて区分して表示すべきである。

- 当該デリバティブの純額が、それ以外の点ではどの独立変数の影響も受けず、唯一の独立変数は企業の機能通貨以外の通貨である
- 外貨エクスポージャーがレバレッジされていない
- 外貨エクスポージャーがオプション要素を含んでいない
- 外貨での表示が外部的な要因によって課されている。例えば、外貨での表示が法律または規制によって課されているか、または市場の力により、企業の機能通貨でデリバティブを表示することが実務的に可能ではなかった

企業は、OCIに表示したこれらの金額を純損益に振り替えるべきではない。

持分変動計算書

IASB の予備的見解では、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求される情報は、資本合計および資本の変動を普通株式と普通株式以外の資本性金融商品との間で表示の目的で分解することを要求するよう改善すべきである。包括利益合計の他の資本性金融商品への帰属を拡張することにより、資本性金融商品の異なる特性が資本性金融商品の間でのリターンの分配に与える影響に関して提供される情報が改善されるだろう。包括利益合計の非デリバティブ資本性金融商品への配分は、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」における既存の基本的 1 株当たり利益の計算に従うこととなる。

包括利益合計のデリバティブ資本性金融商品への配分については、IASB は 3 つのアプローチについて議論したが、どのアプローチによるべきかの予備的見解の形成には至っていない。

以下の表は、包括利益合計をデリバティブ資本性金融商品に配分計算する 3 つの異なるアプローチを示している。

	全面公正価値アプローチ	期中平均アプローチ	期末アプローチ
包括利益合計のデリバティブ資本性金融商品への配分計算のアプローチ	公正価値の変動に基づく帰属。残額が普通株式に帰属する。	期中平均公正価値の比率を用いた帰属	間接的な帰属： 最初に期末時点の公正価値の比率によって期末時点のデリバティブ資本性金融商品と普通株式の帳簿価額の帰属を計算し、その後帳簿価額の期中の変動に基づき帰属させる。

開示

財務諸表利用者は、資本性金融商品に関してならびに清算時の金融負債および資本性金融商品の優先順位に関して、より多くの情報を継続的に要望してきた。こうした要望に応えるため、以下を含む開示の拡充が行われる：

- 契約条件
- 普通株式の潜在的な希薄化
- 清算時の優先度

IASB の予備的見解では、キャッシュ・フローの金額および時点に影響を与える金融負債および資本性金融商品の**契約条件**に関する追加的な情報を提供すべきである。そうした情報には以下のものが含まれる可能性がある：決済金額の決定に関連性のある契約条件、例えば、元本金額、金利、指数、および決済金額が企業の利用可能な経済的資源に依存しているかどうか、また、どのように依存しているのか（株価との連動など）、ならびにオプションおよび偶発事象の影響。これらの開示は、財務諸表の注記の単一の場所で提供されるべきである。

IAS 第 1 号および IAS 第 33 号の限界を考慮して、**普通株式の潜在的な希薄化**に関するより多くの情報を、財務諸表利用者のニーズを満たすために提供すべきである。このような情報は、リターンの普通株式への分配、企業が過去に事業の資金をどのように賄ってきたのか、企業の資本構成が将来どのように変化する可能性があるのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つであろう。この開示は、すべての潜在的に希薄化効果のある金融商品の要約、ならびに当期中の普通株式の発行済株式数の増減および追加的な潜在的普通株式の最大数の増減の調整表を示すことになる。IASB の見解では、これらの開示は持分変動計算書について提案された拡充に対する有用な追加情報となる。

清算時の金融負債および資本性金融商品の優先度に関する情報は、貸借対照表ソルベンシーおよびリターンのより詳細な評価を財務諸表利用者が行うのに役立つであろう。その評価とは、例えば、経済的資源およびリターンの考え得る余剰または不足が各請求権の間でどのように配分されるのか（通常「ウォーターフォール」と呼ばれる）を決定することである。IASBは、財政状態計算書において情報提供されない場合、すべての金融負債および資本性金融商品の優先度の順による一覧表の提供を提案している。

見解

IASBの見解では、表示および開示に関する予備的見解が適用されるとした場合には、分類に関する予備的見解の適用が与える影響よりも幅広い影響を企業および財務諸表利用者に与えることになる。特に、IFRS基準を適用した場合に、企業自身の資本性金融商品に関して提供することが具体的に要求されている情報は非常にわずかしかなからである。

しかし、負債の中および資本の中での目的適合性のある区別に関する情報は、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しのより適切な評価を財務諸表利用者が行うのに役立つであろう。

金融負債および資本の分類に対する代替的なアプローチ

IASBは、金融負債および資本の分類についてももう2つの代替的なアプローチを議論した。

アプローチ A

アプローチ B

清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する契約上 義務が企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に
の義務があるかどうかのみに基づく分類（すなわち、時 対するものかどうかのみに基づく分類（すなわち、金
点特性のみ） 額特性のみ）

アプローチ A を適用した場合、義務の金額がどのように決定されるのかに関係なく、企業が他の持分請求権の移転によって決済できる請求権も、企業が清算時まで支払を延期する無条件の権利を有している請求権も、負債に分類されない。このアプローチを IASB の選好するアプローチと同じ会計単位を用いてデリバティブ金融商品に適用すると、どの変数が当該デリバティブの純額に影響を与える可能性があるのかには関係なく、純額で現金決済される企業自身の資本に係るデリバティブを金融負債に分類する結果となる。

対照的にアプローチ B は、企業が清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することを要求されているかどうかには関係なく、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を有している場合（かつその場合のみ）請求権が負債に分類される。このアプローチをデリバティブ金融商品に適用すると、決済の形式には関係なく、純額が企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける場合に、企業自身の資本に係るデリバティブを金融負債に分類する結果となる。

次のステップ

IASB は DP のすべての事項、特に各章の最後の「コメント提出者への質問」に記載されている質問についてコメントを募集している。コメント期限は 2019 年 1 月 7 日となっている。

DP に示された見解は予備的なものであり変更される可能性がある。IAS 第 32 号の一部を修正または置き換える提案とともに公開草案を開発するかどうか決定する前に、IASB は DP について受領したコメントを検討する。IASB は IAS 第 32 号の修正または置き換えるプロジェクトをアジェンダに追加する決定を行う場合、他の IFRS 基準に関して可能性のある結果的修正についてより詳細に議論する。

さらに、コメント提出者は金融商品の資本または負債への分類に関して他の問題を提起することが奨励される。

さらなる情報

資本の特徴を有する金融商品について質問がある場合には、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバル ネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.